

論壇

行政不服審査法の改正の方向性

I はじめに

行政機関等の処分によつて国民が不利益を被つた場合の事後救済制度としての行政不服申立手続に関する一般法である行政不服審査法(以下「行審査法」という)の抜本的改正は、平成18年頃から法所管たる総務省において準備が進められてきたが、この間2度の政権交代を経て、その方向性がわ

II これまでの経緯

行審査法は昭和37年に制定されて以来半世紀が経過したが、実質的な改正がされていない。この間、平成5年に行政の事前手続の一般法である行政手続法(以下「行手法」という)が制定され(平成17年に意見公募手続等が拡充)、行審査法と同日に制定された行政事件訴訟法(以下「行訴訟法」という)も平成16年に抜本的な改正が行われるなど、行審査法と密接に関連する行手法上の処分時の手続や改正された行訴訟法との整合性を改めて整理する必要が生じている。

出することは見送られた。そして、平成22年8月に、行審査法の改革など行政救済制度のあり方を検討するため、総務大臣と行政刷新担当大臣を共同座長とし、政務三役等及び有識者で構成する行政救済制度検討チームが開催され、平成23年12月に同検討チームの「取りまとめ(注2)(以下「取りまとめ」という)が公表された。

III 改正の方向性―旧法案と取りまとめの差異―

1、目的 旧法案では法の目的規定(第1条)に「公正な手続の下で」を挿入することとされていたが、取りまとめでは「公正性への配慮」とともに「柔軟で実効性のある救済」の観点を明示することとされていた。

2、不服申立構造 現行法では、処分庁に対する「異議申立て」及び処分庁以外の原則として直近上級行政庁に対する「審査請求」並びに審査請求の裁決後の「再審査請求」という3種類の不服申立ての類型が規定されている。これを旧法案では、異議

3、審理体制 旧法案では、処分に関する者や利害関係者等を除きつつ職員のうちから指名する「審理員」が審理手続を行うとともに、第三者機関である「行政不服審査会(以下「審査会」という)への諮問を原則として経てから裁決することとされていた。

4、不服申立期間 現行法上の不服申立期間は60日であるが、旧法案ではこれを3月に延長、取りまとめでは行訴訟法上の出訴期間と合わせて6月に延長することとされていた。

5、新たな救済類型 先に改正された行訴訟法で導入された申請型義務付け訴訟に対応する不服申立類型として「申請型義務付け裁決」を創設することは、旧法案と取りまとめの方向性は基本的に同様である。非申請型の義務付けにつ



青木 文 【神田】

6、不服申立前置 行訴訟法第8条第1項本文は、処分の取消しの訴えと審査請求との関係につき自由選択主義を原則としているが、同項ただし書にもとづき不服申立てを出訴前に義務付ける不服申立前置主義を採る個別法の規定が多数存在する。

IV おわりに

以上、紙幅の都合から主たる項目に限ってあるが、旧法案と取りまとめの差異を確認してきた。自公、民主それぞれの異なる政権下での案で、一部に異なる内容があるものの、基本的にそれぞれの案の考え方は共通しているといつてよいであろう。たとえば、旧法案における審査会

はされなかったが、取りまとめでは、チームWGでの個別の検証にもとづき、現存する99本の前置の個別規定につき、全部廃止55本、一部廃止8本、一重化8本、存置28本の結論が示された。なお、国税通則法は二重前置の一重化(異議申立前置の廃止)、地方税法は一段階前置を存置の結論である。

なお、筆者は本年1月末まで総務省行政管理局に勤務してきたが、既に退官しており、本稿の意見にわたる部分は私見である。